

知 事 意 見（要 綱）

平成20年1月11日

浅口市工業団地建設整備事業に係る環境影響評価実施計画書について、関係市長及び関係地域住民並びに岡山県環境影響評価技術審査委員会の意見を勘案し、慎重に検討した結果、意見は次のとおりであるので、環境影響評価準備書に反映させるとともに、環境影響調査等の結果に基づき、当該事業に係る環境影響をできる限り回避し、又は低減するなど環境保全上必要な措置について特段の配慮を願いたい。

記

1 事業計画について

- (1) 当実施計画書では、事業計画の熟度が低く調査や予測手法を検討するために必要な諸元が明確に示されているとは言えないため、早急に具体的かつ詳細な事業計画を作成した上で、適切な調査、予測及び評価を行うこと。
- (2) 工場の稼働に伴う排水については、周辺公共用水域に及ぼす影響が必ずしも小さくないことから、公共下水道への接続の可能性について検討するとともに、公共用水域へ放流せざるをえない場合は、水質管理目標を周辺への影響がない範囲に定め、河川ごとの排水量等の負荷を明確に示した上で、予測及び評価を行うこと。

2 調査、予測及び評価の手法について

- (1) 事業計画を具体化する中で、項目の選定及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じたときは、必要に応じ、選定項目及び選定手法等を見直すとともに、追加的に調査、予測及び評価を行う等適切に対応すること。
- (2) 関係車両（工事及び施設の稼働）の走行については南浦金光線のみを想定しているが、走行ルートについて再度検討し、他の路線沿道についても影響が認められる場合は、その路線沿道についても調査、予測及び評価の対象とすること。
- (3) 流出経路の各河川は流量が少ない場合が多いと考えられるが、水位変動・水質とともに生物相に関し、高いレベルの影響評価を行う必要があり、十分な調査を実施すること。

3 環境保全措置について

準備書においては、積極的な動植物の保護保全対策及び代償措置に係る計画を詳細に示すとともに、調査の段階からこれらを念頭においた調査を実施すること。

また、多数の調整池の建設が計画されているが、これらの調整池は周辺環境に調和させるとともに、地域生態系の復元・維持に貢献できるものとして設計するよう検討すること。

4 その他について

環境影響評価手続きは、地域住民等と円滑なコミュニケーションが図られることが期

待されており、広く事業計画に関する情報を提供するよう、準備書への記載はもちろんのこと、事業推進に当たっても十分に配慮すること。

5 指摘事項について

別掲の指摘事項についてそれぞれ検討し、適切に対処すること。

指 摘 事 項

1 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持

(1) 大気質

- ① 工事車両の走行及び利用車両の走行に係る大気質の予測手法が記載されていないので明らかにすること。
- ② 気象の現地調査地点については、当該地域の代表的な風向及び風速の観測が可能な地点を選定できているか検討すること。
- ③ 光化学オキシダントについては複雑な反応過程から予測評価の手法は確立されていないが、計画地は大気汚染の常時監視測定局（金光、寄島）から距離が離れており、地形の影響も考えられることから、現況調査の項目に光化学オキシダントの追加を検討すること。
- ④ 大気質に関しては、倉敷市内においても、既存データの活用等により適切な箇所での現況把握を行うとともに、必要と認められる場合には予測及び評価を行うこと。

2 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全

(1) 動物

動物の生息状況調査については、それぞれの種の特徴に応じた調査が必要である。特に爬虫類、昆虫類などの調査にあたっては、調査時期、時間帯、場所などについて、また、哺乳類、両生類については確認方法などに注意が必要であり、専門家の指示を仰ぎながら、適切な調査を行うこと。

(2) 植物

- ① 事業実施区域及びその周辺には湿原植生が発達している可能性があり調査時期等に注意を要する。
また、当該地域には多数のため池があり、水質とともに、沈水植物を含む水草の調査を実施する必要がある。
いずれも専門家の指示を仰ぎながら、適切な調査を行うこと。
- ② 植生調査の実施にあたっては、策定する緑化計画において緑化方針と具体策が提案できるよう留意すること。
また、切土法面の緑化は、地質、傾斜等を考慮すること。

3 地域の景観の保全及び人と自然との豊かなふれあいの確保

道路などから計画地全域が広く見渡せる場所を、調査地点として追加すること。

4 その他

文化財について、本事業対象地域内にはこれまでの分布調査などによって数多くの遺跡が確認されており、未発見の遺跡が存在する可能性もあることから、工事計画を確定する前の現地調査の必要性などについて、関係機関と十分協議を行うこと。

また、事業計画の具体化に際し、遺跡の保存に配慮した緑地あるいは公園域の設定の可能性についても検討すること。